

旭川工業高等専門学校研究生規則

制定	昭和62. 1. 23達第 3 号	
改正	平成元. 6. 5 達第 6 号	平成 5. 11. 18達第 3 号
	平成 7. 2. 17達第 4 号	平成11. 4. 1 達第 8 号
	平成14. 3. 12達第10号	平成16. 4. 1 達第23号
	平成19. 2. 13達第14号	平成31. 4. 19規則第14号
	令和 3. 3. 22規則第13号	令和 3. 9. 21規則第38号

旭川工業高等専門学校研究生規則

(趣旨)

第 1 条 旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定。以下「学則」という。）第53条の規定に基づき、研究生について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

2 専攻科の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校専攻科を修了した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に第 9 条に規定する検定料を添えて、所定の期日までに校長に願出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書（別記様式第 1 号）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業又は修了（いずれも見込みを含む。）証明書
- (4) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書、本人の確約書及び業績調書

(入学者の選考)

第 5 条 入学者の選考は、校長が行う。

(入学の許可)

第 6 条 校長は、前条の選考に合格し、所定の期日までに入学誓約書（別記様式第 2 号）を提出するとともに、第 9 条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。

(研究期間)

第 7 条 研究生の研究期間は、6 月以上 1 年以内とする。ただし、その研究を継続しようとするときは、校長の許可を受けて研究期間を延長することができる。

(指導教員)

第 8 条 校長は、研究生に対して必要な指導助言を与えるため、指導教員を定める。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事する。

(検定料、入学料及び授業料)

第 9 条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年機構規則第35号）に基づき定めた額とする。

2 授業料は、所定の期日までに納付しなければならない。

(実験・実習等)

第10条 研究に必要な実験・実習等の費用は、研究生の負担とすることがある。

(研究業績報告書)

第11条 研究生は、その研究が終了したときは、研究業績報告書を指導教員を経て、校長に提出しなければならない。

(研究事項等証明書)

第12条 校長は、研究事項等証明書(別記様式第3号)を交付することができる。

(職業の従事)

第13条 研究生が職業に従事又は転職しようとするときは、校長に願い出なければならない。

(退学)

第14条 研究生が退学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第15条 校長は、研究生に適さないと認められた者については、これを除籍する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学則及びその他の規則等を準用する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元. 6. 5 達第6号)

この規程は、平成元年6月5日から施行する。

附 則(平成5. 11. 18 達第3号)

この規程は、平成5年11月18日から施行する。

附 則(平成7. 2. 17 達第4号)

この規程は、平成7年2月17日から施行する。

附 則(平成11. 4. 1 達第8号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14. 3. 12 達第10号)

この規程は、平成14年3月12日から施行する。

附 則(平成16. 4. 1 達第23号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19. 2. 13 達第14号)

この規程は、平成19年2月13日から施行する。

附 則(平成31. 4. 19 規則第14号)

この規則は、平成31年4月19日から施行する。

附 則(令和3. 3. 22 規則第13号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3. 9. 21 規則第38号)

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

研究生入学願書

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

氏名

下記のとおり入学したいので、許可願います。

記

- 1 研究題目
- 2 研究期間 （元号） 年 月 日～（元号） 年 月 日
- 3 指導教員 氏名
- 4 学科名

別記様式第2号（第6条関係）

入学誓約書

旭川工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校

学科

氏 名 （自署）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。なお、記載事項に変更が生じたときは、速やかに本書を再提出いたします。

（保護者等）

住 所

研究生との関係

氏 名 （自署）

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していく上で、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別記様式第3号（第12条関係）

研究事項等証明書

氏名

（元号） 年 月 日生

上記の者は、（元号） 年度本校の研究生として下記のとおり研究したことを証明する。

記

1 研究題目

2 研究期間 （元号） 年 月 日～（元号） 年 月 日

3 指導教員

4 学 科 名

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校長

印